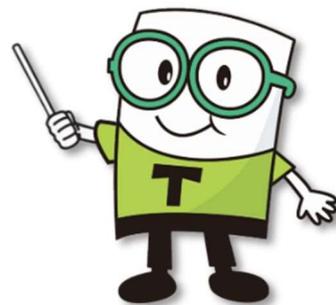


インボイス発行事業者は 消費税の確定申告 が必要です



消費税の申告をするための **3STEP**

STEP

1

取引関係資料をインボイス登録日までと登録日以降に区分

登録日が令和5年10月1日で3月決算の場合には、「令和5年4月1日～令和5年9月30日」と「令和5年10月1日～令和6年3月31日」に区分する

STEP

2

税率ごと（8%と10%）に区分

- 売上げの金額を、税率ごと（8%、10%）に区分して帳簿を記載する
- ※ 一般課税によって税額を計算する場合には、仕入れの金額を①仕入先がインボイス発行事業者か否かに区分、②税率ごとに区分して帳簿を記載する

STEP

3

確定申告書を作成

- 消費税額の計算方法は、裏面の税額の計算イメージをご覧ください
- 消費税の申告・納付期限は課税期間の末日の翌日から2月以内です
- ※ 3月決算法人の場合、最初に消費税の申告が必要となる期間は、令和5年10月1日から令和6年3月31日であり、申告・納付期限は令和6年5月31日となります

消費税の申告は **e-Tax** をご利用ください

詳しくは、**e-Tax ホームページ**をご覧ください

<https://www.e-tax.nta.go.jp>

e-Tax

検索



消費税申告の計算方法のフローチャート



免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者ですか

はい

「消費税簡易課税制度選択届出書」を税務署に提出していますか

※ 基準期間（前々事業年度）の課税売上高が **5,000 万円以下** で、課税期間末日までに **届出書を提出** すれば、その課税期間から簡易課税制度を適用できます

（例）3月決算法人の場合、令和6年3月31日までに届出書を提出

はい

簡易課税制度と
2割特例のいずれか
を選択適用してください

いいえ

一般課税と
2割特例のいずれか
を選択適用してください

税額の計算イメージ

一般課税

課税売上げに係る消費税額 から

課税仕入れに係る消費税額

を差し引いて納付税額を計算

○ 仕入れや経費の額について実額で計算

課税売上げ 700 万円（消費税額 70 万円）
課税仕入れ 500 万円（消費税額 50 万円） の場合

$70 \text{万円} - 50 \text{万円} = 20 \text{万円}$ （納付税額）

- 課税仕入れに係る消費税額（50万円）を控除するためには、仕入先からのインボイスの保存が必要

※ 仕入先がインボイス発行事業者ではない場合でも、令和 11 年 9 月 30 日までは一定割合の控除が可能

簡易課税制度

課税売上げに係る消費税額 から

課税売上げに係る消費税額×みなし仕入率

を差し引いて納付税額を計算

- 仕入税額の実額計算不要
- 業種に応じたみなし仕入率を適用
- 事前の届出が必要

課税売上げ 700 万円（消費税額 70 万円）
製造業者（みなし仕入率 70%） の場合

$70 \text{万円} - (70 \text{万円} \times 70\%) = 21 \text{万円}$ （納付税額）

- みなし仕入率は業種に応じて、卸売業（90%）、小売業（80%）、製造業（70%）、飲食店業（60%）、運輸通信業（50%）、不動産業（40%）等に区分

2割特例

課税売上げに係る消費税額 から

課税売上げに係る消費税額×80%

を差し引いて納付税額を計算

- 仕入税額の実額計算不要
- 業種にかかわらず売上税額の一律2割を納付
- 事前の届出が不要

課税売上げ 700 万円（消費税額 70 万円） の場合

$70 \text{万円} - (70 \text{万円} \times 80\%) = 14 \text{万円}$ （納付税額）

- 2割特例を適用するには、消費税確定申告書（第一表）の所定欄に○を付記すればよく、事前の届出は不要

消費税に関する
情報について

消費税の
手引き等



2割特例



みなし仕入率



軽減税率制度



インボイス
制度

